

## 指定校変更について

「指定校」とは

宜野座村教育委員会では、小学校についてそれぞれの学校ごとに通学区域を設定し、児童の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といいます。

「指定校変更」とは

下記の条件にあると教育委員会が認めた場合、指定校以外の学校に通学することができる制度です。手続き方法の詳細については、学校教育課までお問合せください。

許可基準	区分	許可条件	対象学年	許可期限	必要書類
1	留守家庭	・両親共働き、母（父）子家庭のため、親戚等に預けられている場合	小学校 全学年	卒業まで (1年更新)	・親戚等の承諾書 ・勤務証明書
2	転居予定	・建築中で入居が確実な場合 ・公営住宅への入居が確実な場合 (アパート等)	全学年	当該年度 まで	・転居予定を証明できるもの
3	心身的理由	・心身の故障等の身体的理由により、指定校への就学が困難な場合	全学年	当該原因が 存する期間	・医師の診断書 ・校長意見書
4	村内転居	・学期、学年途中で住所変更による場合	全学年	卒業まで	
5	通学距離	・通学距離が著しく不均衡を欠く場合	全学年	その理由の 存する期間	
6	部活動等学校独自の活動	・指定校に希望する部活動等がなく、その部活動等がある学校を希望する場合	全学年	卒業まで	・誓約書
7	兄弟関係	・指定学校変更が許可された児童生徒に兄弟がいる場合	全学年	卒業まで1年 更新	
8	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合 (いじめ・不登校・その他、複合的な理由)	全学年	その理由の 存する期間	・校長の意見書

※幼稚園においても準用します。